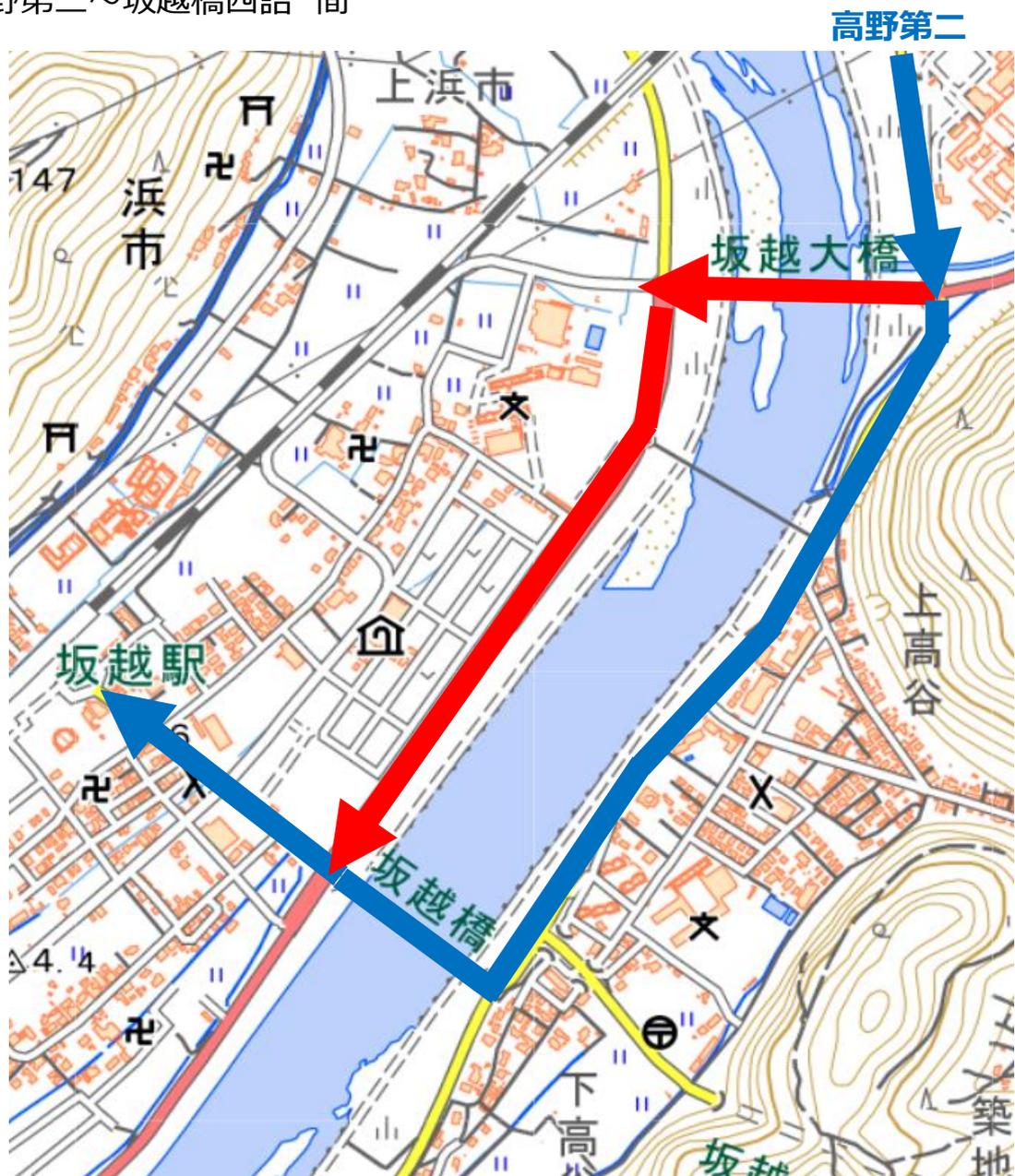


市内循環バス「ゆらのすけ」の一部ルート変更等について

番号	事項	方向性(案)
①	高野ルートの朝の便において、高野第二～坂越橋西詰間で渋滞の影響により定時性が低下していることから、運行ルートの見直しについて協議する。	坂越橋経由から坂越大橋経由へ運行ルートを変更し、渋滞の影響を回避することで定時性の確保を目指す。
②	南北ルート B の停留所「はりま台」は傾斜のある場所に位置し、一部利用者にとって利用が困難であるとの自治会要望があることから、停留所の新設について協議する。	利用者の利便性向上を目的に、運行への影響がないことを確認した上で、現行の運行ルート上へ停留所「はりま台北」を新たに設置する。

①ゆらのすけ「高野ルート」 路線の延長

□高野第二～坂越橋西詰 間



凡例	
	既認可路線
	延長新免路線
	廃止路線
	休止路線
	新設停留所
	廃止停留所

②ゆらのすけ「南北ルートB」の停留所新設について

番号	停留所の名称	
	はりま台北	
	停留所の位置	設置場所
往路：	赤穂市西有年2410-20地先	道路上
復路：	-	

